

高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施に係る
基本的な方針

令和 8 年 4 月

福 津 市

1. 事業目的

本市における健康課題に応じたフレイル予防や重症化予防事業としてきめ細やかな支援を実施するため、「高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施」を推進し、介護等が必要となる期間を短縮し、健康寿命の延伸を図る。

2. 事業の推進体制

(1) 事業の実施体制

- いきいき健康課

前期高齢者への保健事業との連動を高め、専任の保健師を配置し、健康課題の分析、企画調整及び保健事業の実施と評価を担う。

- 保険年金医療課

国民健康保険および後期高齢者医療担当課の立場から、福岡県後期高齢者医療広域連合から事業の受託、事業予算の調整、庁内部署間の調整を通じて医療との連携を担当する。

- 高齢者サービス課

地域支援事業における集いの場等への積極的な関与等を通じて、効果的にフレイルが予防できるよう介護関係者等との調整を行う。特に生活支援体制整備事業との連携を図るため、生活支援コーディネーターおよびその事務局等に事業実施前に事業内容や対象者、実施方法について連携、協働する。

(2) 庁内連携体制

主として事業を実施するいきいき健康課、保険年金医療課、高齢者サービス課は次のことについて、協議・調整等を行うため年間最低3回の連絡調整会議を開催する。

健康課題の共有、事業計画の策定、業務の優先順位の検討と共有
進捗状況の共有・管理、庁内部署間の情報共有と連携強化
事業実施後の評価(単年分)、課題解決のための協議

また「地域づくり・まちづくり」の視点でポピュレーションアプローチを推進していくために地域コミュニティ課(郷づくり支援係)や、「食を通した健康課題の解決」、「妊娠期からの高齢期までの一貫した QOL の向上」のため管理栄養士が配置されている子育て世代包括支援課(保健指導係)などにも、必要に応じて参加を要請する。

(3) 庁外連携体制

宗像医師会、宗像歯科医師会、宗像薬剤師会、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所、隣接する宗像市と様々な機会を通して、情報や課題を共有し課題解決のための対応策を協議する。

特に事業の対象者の抽出条件や情報共有の方法、内容等については事業の実施に先立って医師会等と十分な調整を行う。

3. 事業開始

令和3年4月(事業開始より6年目)

4. 令和8年度事業計画

(1) 福津市の健康課題の分析と対象者の把握(必須事業)

KDB システム、保健事業等評価分析システム、福津市健康管理システム、介護保険要介護等認定システム(MC-WEL)、介護保険給付管理等システム(ADWORLD 介護保険システム)等を活用し医療・健診・介護データを分析。市の経年データや他市、県、国等と比較し、市の健康課題の変化を経年的に分析し明確化する。

またその健康課題を解決するために、介入すべき対象者の抽出基準に基づいて、個別支援(ハイリスクアプローチ)では対象者を把握し、ポピュレーションアプローチでは対象地区ごとの健康課題抽出を行う。

(2) 高齢者に対する個別支援(ハイリスクアプローチ)

後期高齢者健康診査の受診結果およびレセプト情報、要介護等認定情報等から、健診の所見内容、年齢、受療状況等によって優先順位を付し、未治療者、治療中断者への医療機関受診勧奨及び生活習慣改善のための保健指導を行う。

特に糖尿病性腎症重症化予防事業に関しては、国保事業で取り組んでいる同事業と同じスキームで後期高齢者にも実施する。国保事業で継続支援が必要なハイリスク者については本事業にて引き続き保健指導を行い、国保事業から本事業による個別支援にスムーズに接続できる体制とする。

(3) 通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)

通いの場等の地域資源の充足状況や、KDB システム等から分析した健康課題をふまえ、関与すべき地域や取り組みに優先順位をつけてフレイル予防に関する健康教育や健康相談会を実施する。

通いの場等へ関わる中で、後期高齢者の質問票を活用し、フレイル状態にある高

齢者等を把握するとともに、生活機能の状況等に応じて地域包括支援センターをはじめとする社会資源へ接続する。

5. 個人情報の保護に関すること

(1) 個人情報の利用目的

本事業においては、市の関係部署間で高齢者の医療、介護、健康診査その他高齢者の心身に関する情報を共有することにより、高齢者一人ひとりの心身の課題に効果的かつ効率的で、きめ細やかに対応することを目的とする。

(2) 個人情報を共有する部署

- いきいき健康課
- 保険年金医療課
- 高齢者サービス課

(3) 共有できる個人情報の種類

- ① 住所、氏名、性別、生年月日および電話番号
- ② 健康診査(歯科を含む)及び保健指導に関する情報
- ③ 医療レセプトに関する情報
- ④ 介護レセプトに関する情報
- ⑤ 要介護等認定に関する情報
- ⑥ 地域支援事業の利用に関する情報
- ⑦ 後期高齢者の質問票に関する情報
- ⑧ その他事業の実施にあたり必要な情報

(4) 個人情報の共有方法

KDB システムおよび住民基本台帳システムについては直接閲覧し、その他上記(3)の情報については、保有・管理する部署に照会することにより情報を共有する。

(5) 個人情報の管理

情報の提供を受けた部署は、関係法令および福津市個人情報保護条例の規定に基づき管理する。また集いの場などにおいては、原則として参加者、ボランティアなどに個人が特定される情報の提供は行わない。保健事業を委託する場合においては契約や覚書などにおいて提供する個人情報の範囲などを定め、守秘義務を課すなどにより個人情報を適正に活用する。

(6) 関係法令

○高齢者の医療の確保に関する法律

(高齢者保健事業の市町村への委託)

第二百五条の二 後期高齢者医療広域連合は、当該後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、高齢者保健事業の一部について、当該後期高齢者医療広域連合に加入する市町村に対し、その実施を委託することができるものとし、当該委託を受けた市町村は、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、その実施に関し、国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めるものとする。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた市町村に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する被保険者に係る療養に関する情報又は健康診査若しくは保健指導に関する記録の写しその他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

(高齢者保健事業に関する情報の提供)

第二百五条の三

5 前条第一項前段の規定により委託を受けた市町村は、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた記録の写し又は情報に加え、自らが保有する当該被保険者に係る特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、国民健康保険法の規定による療養に関する情報又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報を併せて活用することができる。

○介護保険法

(地域支援事業)

第百十五条の四十五

9 市町村は、第六項の規定により地域支援事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は国民健康保険法の規定による療養に関する情報を併せて活用することができる。